

〔研究ノート〕

Roberto Unger の構造論についてのノート

吾妻 聡

序

人文社会科学における根本的課題の一つは、人間営為の主体性／行為主体性(agency)と構造(structure)を主題としてとりあげ両者の関係を明らかにすることにある。⁽¹⁾ 人間の行為と思惟を形成する文脈・枠組として、理論構成いかんによっては主体性・主観性の契機を徹底的に消去する客観的法則として振る舞う構造。既存の構造に常に既に抵抗してときにこれから横溢し、かえって構造を新しく作り変える自由、歴史(彼の物語)の主役を演ずる権利を留保する人間。あるいは、文脈によって意味を与えられる主体と、構造を制作することによってより本質的な意味において自己実現をなす主体。人間主体と社会構造の関係をどのように捉えるかによって、私たち人間がどのような意味において人間であるのか、より本質的な意味で人間であるとはどのようなことなのか、という観念は様々な相貌を見せる。

本稿は、Roberto Ungerの構造概念——⁽²⁾形成的構造⁽³⁾——が、右のような根本課題との関係においてどのように論じられ

ているのかを書き留めたノートである。適宜(Unger流の)批判法学⁴の知見を挿入しながら、抽象的な議論の間を埋めてゆく。周知のように二十世紀正義論の文脈では、社会の基本構造こそが根本課題であることはJohn Rawlsを嚆矢として強調され、規範理論の復権が、個々の行為・判断の正当化論というよりも社会の基本的仕組の説明・正当化論として構造・原理論的転回を見せつつなされた。同様に言うまでもなく、そうした構造探究の根元に遡れば、古典的社会理論家たちの仕事にたどり着く。その意味で近・現代思想は、社会の発見以降、《構造という主題》を忘れたことはない。多様な社会・文化が出会い衝突し、ときに学び合う近代・現代という文脈は、各社会の個性を形作る基本構造を考察することの重要性を教えて来た。しかしながら、このテーマの本質的洞察が徹底化されたことはなかった。むしろ、構造の追究を課題としてきた諸理論こそが、方法論上の誤謬や偏見によって構造を主題とすることの意味を曖昧なものにして来た。本稿がそのアイデアを書き留めるUngerは、少なくともそのように考える。

本ノートは、Roberto Ungerの構造論の意義を知るために、これと密接に関わるUnger社会形成理論・社会変革理論上の基本概念・範疇を語句説明的にパラフレイズする。主な名辞は以下である。形成的構造(formative context)と、定型的行為(formed routine)と、構造物神崇拜(structure fetishism)と、制度物神崇拜(institutional fetishism)と、否定的創造力(negative capability)と、進歩主義の根本理念(radical cause)と、などである。制度物神崇拜・構造物神崇拜という概念から始めよう。

(1) Cf. Piotr Sztompka ed., *AGANCY AND STRUCTURE: REORIENTING SOCIAL THEORY* (1994); Margaret Archer, *REALIST SOCIAL THEORY: THE MORPHOGENETIC APPROACH* (1995); 近年の論攷として、清水習『構造と主体』(見洋書房、二〇一七年)。

(2) Unger, R.M. (1976), *LAW IN MODERN SOCIETY: TOWARD A CRITICISM OF SOCIAL THEORY* [LMS]

——(1984), *PASSION: AN ESSAY ON PERSONALITY* [PASSION]

- (1986). THE CRITICAL LEGAL STUDIES MOVEMENT[CLSM]
 - (1987). FALSE NECESSITY: ANTI-NECESSITARIAN SOCIAL THEORY IN THE SERVICE OF RADICAL DEMOCRACY[FN]
 - (1987). SOCIAL THEORY: ITS SITUATION AND ITS TASK[ST]
 - (1996). WHAT SHOULD LEGAL ANALYSIS BECOME?[WSLAB]
 - (1997). DEMOCRACY REALIZED: THE PROGRESSIVE ALTERNATIVE[DR]
 - (2007). THE SELF AWAKENED: PRAGMATISM UNBOUND[SA]
 - (2007). FREE TRADE REMAGINED: THE WORLD DIVISION OF LABOR AND THE METHOD OF ECONOMICS[FTR]
 - (2009). THE LEFT ALTERNATIVE[LA]
 - (2014). THE RELIGION OF THE FUTURE[RF]
 - (2015). THE CRITICAL LEGAL STUDIES MOVEMENT: ANOTHER TIME, A GREATER TASK[ANOTHER TIME]
- (3) 本文Ⅱ「脱自然化された社会理論の諸テーマ」以下を参照。
 - (4) 参照、拙稿「Roberto Unger の批判法学批判——『批判法学運動』における形式主義批判・客観主義批判についての覚書——」岡山大学法学会雑誌第六五巻第一号(二〇一五年)一七四頁。
 - (5) John Rawls, *The Basic Structure as Subject* in POLITICAL LIBERALISM (1993) at 257-288.
 - (6) Cf. Iris Marion Young, *Taking Basic Structure Seriously*. PERSPECTIVE ON POLITICS, March 2006, Vol. 4 no.1 at 91-97.
 - (7) UNGER LMS Chapter 1 & 4. Cf. 拙稿「Roberto Unger の法社会学論：その方法的考察(一)——制度構想の法学第二の序説——」岡山大学法学会雑誌第六一巻第四号(二〇一一年)六四八―六五四頁。

I 制度物神崇拜と構造物神崇拜⁽⁹⁾：社会創造・制度構想の躓きの二つの石

生まれ落ち生を営むこの構造・文脈に対する私たちの構え・態度はどのようなものであるべきか／あることができるか。Unger が一連の著作を通して訴えて来たのは、かかるテーマこそ人間の知的営為の第一課題だということである。⁽⁹⁾ 西洋哲学の伝統に対して、脱自然化されたプラグマティズム⁽⁹⁾の見地から格闘しようとした著作『覚醒した自我

(THE SELF AWAKENED)』(1100六)の冒頭で、Unger は次のように書いている。

「社会と文化における人間の生という最も直接的な文脈は、或る大きな世界——自然、宇宙、存在——の中の小さな場所にすぎない、私たちはそのように想像することに慣れてしまった。こうした思考習慣によれば、それら大きな世界についてどのように考えるか、そうした私たちの思考についてどのように考えるかということが、哲学的立場を定義する際に最も重要となる。私たちについて考えること、私たちが作り出した構築物「社会」に対する私たちの関係を思考することは、「この考え方によれば」付随的な問題に過ぎない。／そうではない。私たちと私たちの行為とが出发点である。その他の残余はあくまでも残余である。私たちの最も持続的で最も力強い希求と利益は、私たち自身に、そして私たちの相互関係に関わっている。」⁽⁹⁾（「」の挿入は筆者による。）

こうした、自然よりもあくまで人間と社会こそが人間にとっての根本課題だという問題意識から、社会・文化の創造という人間営為——すなわち政治——への示唆という切り口によって、思想上の立場が次のように学問的慣習に囚われないかたちで分類される。⁽¹⁾ すなわち、冒頭の問い（生まれ落ちて生を営む特定の構造・文脈に対する私たちの構え・態度はどのようなものであるべきか／あることができるか）には、従来次のような選択肢が与えられて来た。第一は、Plato の名で代表される選択肢である。今（この社会・文化を超越した真正・深遠なる秩序に接近することができるといふ信念を基底にして、この事実かつ価値の高位の秩序の観点から社会構造へ評価的判断を与えようとする行き方である。この方向性の困難は、端的に、現実の人間・社会関係に志向せざるを得ない私たちの愛着・希求に正当

な位置を与えないことにある。第二は、Kant の名で代表される選択肢である。既存の制度や信念を評価する不変の命題を、超越的秩序ではなく人間経験それ自体からの推論と構成に求めるといふ方向である——「人間が基準である。私たちはそれ以外には何も有していない」¹²⁾。しかしながら、提案される命法は、実生活上の指針を提供する内容を持つ場合には不変的とは言い難く、不変性に適うと見える場合には過度に抽象的で内容空疎であるだろう。

人間の歴史的存在性を結局はわずかにしか承認できない右の第二の立場はその批判として次の第三の選択肢を導く。Hegel あるいは Marx その他の社会理論家たちの思想で代表される立場である。歴史とは人間・人類が本来的な自己(自由)を知り実現してゆく(よう導かれる必然の)過程である。こうした過程における人間の振る舞いは、意識ないしは制度の諸類型として展開し、人間はこれらをめぐって思惟し格闘しながら自己把持の歴史を形成してゆく。こうした歴史の発展法則とその最終地点の予感こそが、これのみが、既存の構造に対する評価基準を提供する。だがこの立場は、構造の歴史的偶有性を強調することで人々の変革意欲を掻き立てたその瞬間に、「予め決定づけられた歴史」という教説によって構想力・自由意志の意義をドラスティックに切り詰めてしまう。そこで第四の選択肢は、構造・文脈の偶有性をより十全に認めた上で、だがこの社会と文化以外にこの制度・実践・言説を評価するための参照枠組は存在しないと考える道を採用(Unger はこの立場を「収縮したプラグマティズム(shrunken pragmatism)」と呼ぶ)。まさに私たち自身が、私たちの経験のうちで価値あるものとそうでないものとを区別し決断を下さねばならない。当然ながらこの立場は、いかなる構造が望ましいのかについてのどのような指針も方向性も与えることはないのである。Unger が特に強調するこの立場の問題は、構造の構成内容の善悪に関する不可知論・反基礎付主義に拘泥するあまり、構造の性質の変革可能性という着想を得ることがなかったことにある。本ノートの以下での焦点の一

つは、こうした構造の質に光を当てようとする Unger の構造概念をバラフレイズし、右の各立場とのコントラストを明らかにすることにある。

このようにして思想的伝統は、構造への知的構えに関して、——語弊を厭わずそれぞれに名辞を付せば——「超越的批判」、「超越論的批判」、「歴史主義的・進化論的批判」、「反基礎付主義的批判」という大きなオプションを私たちに与えて来た。こうした人間と社会についての理論的構えは、批判・全面的闘争・抵抗・閉塞感・甘受・諦観・無関心など、社会関係・社会構造に対する様々な実践的態度・政治的振る舞いを生み出す。歴史法則が抗い難いものであり、かつ人間の自由を奪ってその内に幽する檻のような構造を創出する方向にあると理論が予言するときには (e.g. Weber) における脱魔術化・合理化)、人々は陰鬱とした閉塞感に耐える強さないしは肅々と今ここを生きるべき諦観を教えられ、逆に、法則は確かに不可逆であるが、希望に満ち溢れた方向性を指し示していると知が示唆するときには (e.g. Tocqueville) における民主化)、自分たちの社会を誇る活気と勇氣、あるいは来たるべき社会の観点から信念を持つて時代を吟味する旺盛な批判精神を与えられて来た。

本研究ノートの主題——Roberto Unger 社会理論における構造概念を阐明すること——に直接関係するのは、人間社会の歴史性への洞察を深めた立場、すなわち第三と第四である。第三は、すでに言及したように Hegel、Marx、Weber といった固有名で代表される歴史の必然的発展の物語を基底にした社会意識論・社会構造論である(無論、巨人の仕事の複雑性はこうした特徴付けを常に超えている。あくまで理念型的なものである)。第四は、Unger にしたがって固有名を付け加えれば、例えば Wittgenstein や Sartre の名で代表される「偶有的文脈の枠内での遊戯ないしは抵抗こそが自由の本質である」という教説である。いうまでもなく、Hegel と Marx (しかも Weber) を同じ穴

の貉に、Wittgenstein と Sartre を同様に同じ穴の貉にカテゴライズするという整理の仕方には大きな異論が(というよりも、意味不明だとの嘲笑すら)あり得る。だが構造物神崇拜と制度物神崇拜という観念を基底にした場合、Unger の問題意識と類型論は筋の通った興味深いものとなる。Unger の社会変革理論は、右の選択肢群に示唆された、「超越的な観点」「人間経験の内在的制約・本質的条件が導く不変の法則」「必然的な歴史の発展法則・不可逆的な歴史の流れ」などといった概念装置に基くことなしに——また、必然性・可能性・偶然性という法性nomologyの意味の再構築を試みつつ——社会批判を展開し、かつ社会変化を説明することができる知識を構築することを目指す。こうした目論見を別言すれば、それは以下のように、社会理論を構造物神崇拜及び制度物神崇拜から解放することを意味するのである。

制度物神崇拜 (institutional fetishism) 「社会は人工物である」¹⁵ことを宣言して誕生した近代社会理論の洞察を曇らせる二つの誤った意識が、制度物神崇拜と構造物神崇拜である。制度物神崇拜とは、歴史的偶然の産物である特定の制度的仕組(市場を構成する制度的仕組、政治過程を構成する制度的仕組、家族などの私的空間を形成する制度的仕組など)と自由・平等・連帯といった抽象的な社会的理想とを同一視する意識、あるいは、それら偶然の産物であるはずの諸制度を抽象的理想と一対一で対応する「理念の現実化」と観る思惟である。

例えば、古典的自由主義者にとって「市場」とは、人々が自己利益を「自由」に追求しつつ他者と取引関係を結ぶ(「共同する」という意味において人間営為・人間関係の理想表象そのものであるのみではない。市場を中軸とした社会の発展は、他の時代・他の場所に見られる諸制度によってではなく、近代というこの時代の・この西洋社会において登場した所有・契約の制度的仕組——あらゆる権限を統合した所有 (consolidated property)、及び意思主義に基づいた古

典的契約(classical contract)——によつてもたらされたものであり、こうした基本的仕組こそが市場の本来的・自然的顕現に他ならない。制度物神崇拜の意識に毒された古典的自由主義者は、このようにして、或る制度的仕組(「現実」)は人間社会の理想(「理念」)の顕現に他ならないという信念を基底とする学知および実践知の体系を形成し、社会全体の有り様に少なからぬ影響を及ぼしてゆく。

教条的マルクス主義者もまた、全く同じ制度的仕組(古典的契約と統合的所有によつて形成される市場の基本構造)を、歴史の發展法則に従つて「必然的」に出現する次の社会体制(「社会主義」)へと到るための「必要不可欠」な中途段階の本質的土台(「資本主義」の生産様式)であると考える点において、同様の制度物神崇拜に毒されている。端的に、資本主義社会の中枢をなす市場の本質的構造は、古典的自由主義が考えるそれ(古典的契約と統合的所有)によつて形成されていると想定した上で、この土台の廃棄ないしは周辺化へと向おうとするのである(後述Ⅲ(三)以下も参照)。

Unger は、マルクス主義を典型とする歴史の發展法則や社会の形成法則といった「必然性の論理」に基づいて社会変化を説明しようとする理論傾向を、深層構造理論(deep structure theories)と称する⁽¹⁶⁾。あるいは、深層論理論(deep logic theories)と呼んで批判と再構築の対象とし、偽りの必然性(false necessity)から解放された社会変革理論を構築することが急務の課題であると論じて来た。

加えて、既存の制度枠組の内部での利益の最大化や当該枠組に基礎付けて正当化される理念の実現を課題とする、Unger が「実証主義社会科学(positivist social science)」と呼ぶ知的傾向や実務家のリーダーたちの思考様式もまた制度物神崇拜的意識であると言えるだろう。実証主義者たちにとつて既存の制度的仕組は、その正当性を疑ったところで学問的・実践的發展に益するところの少ない所と暗黙の前提として取り扱うべきものであり、端的に《市場は市場

であり、所有は所有であり、そして契約は契約に他ならない¹⁸⁾のである——既存の共通言語慣習を敢えて逸脱して、論者独自の定義で無用の混乱を招来することこそが疑わしい知的態度である——。このように制度物神崇拜の意欲は、社会構造ないし枠組を意識的に探求の対象とする理論傾向においても(深層構造理論による自然化・必然化された構造)、社会構造を批判的考察の埒外にある所与の前提とする理論傾向においても(実証主義社会科学による構造論の放棄と忘却)、同様の危険性を伴って論者の思考を捕らえ得る。

二十世紀は(ことにアメリカでは)、法学が大学(ロー・スクール)・裁判所という制度基盤を得て力強い知識となり、制度物神崇拜の隠伏とした影響力にいわば加勢してしまった時代であったとUngerは診る。(もちろん、法学者たちにはそのような自己認識はなく、むしろ社会理論はじめ他の諸学から自立した独自の規範領域を形成してきたことを誇るものではあるが。)Ungerが『批判法学運動』¹⁹⁾という著作の中で、形式主義・客観主義²⁰⁾の名辞で批判した法学の支配的傾向(法の合理化²¹⁾あるいは糖衣化 humanization, sugarcosting project²²⁾の傾向)は、右の(a)特定の基本的諸制度は人間の知性によって認識・発見できかつ理性によって正当化できる社会形式の客観的顕現である(道徳秩序あるいは経済法則の必然的表現である)との制度物神崇拜の信念を明に暗に持ち(客観主義)、(b)法学方法論として目的論的解釈(原理論法ないしは政策論法による)理に合った精緻化(reasoned elaboration)を採用してこうした信念に確かに沿ったかたちへと実定法全体を整序し体系化してゆくという作用を持つ(形式主義)。こうして、実務や市民生活の中で生起する諸制度の、例外的な実験・提案は正当な評価を与えられずに否定の対象となる結果、市場の基本的制度構造は最終的に、先の古典的契約と統合的所有によって形作られているかのような相貌が整えられることになる。こうして制度物神崇拜の信仰は、法学の手によって現実化される(リアルなものとなる)のである。

Unger がこうした知的傾向を「物神崇拜」という劇しい概念で攻撃するのは、この信念先入見が、私たち——民主社会の主役としての市民——の制度構想力 (institutional imagination) の発展を阻害するからであり、構想力の枯渇こそが人間社会にとつての最大の危機であるからである。冒頭の哲学的立場の範疇化が意味をなすのは、まさにここにおいてである。すなわち、制度物神崇拜の意識によつて、私たち市民は、市場及び政治過程その他の主要活動領域の基本的な制度的仕組は別様に構想可能であるという着想、実社会では常に様々な社会実験が別様の可能性の萌芽として生起しているという発見を予め封じられてしまうのだ。

このようにして、《基本構造は「この」姿あるいは「いまの」流れ以外にはあり得ない》と観念してしまつた意識が、「信奉」^{ritualization}と「甘受」^{resignation}（あるいは「舞踏」^{dance}「闘争」^{struggle}「即妙の凌ぎ」^{modifying through}「自己完成をを目指す自己破壊」^{temp}「逃走」^{escape}）のうちどの態度・行為を選択するかは、《別様の基本的仕組を創ることができる》と信ずる立場からすれば、既存社会の内部における処世術上の区別としては意味をなすにしても社会理論上の本質的な差異を構成するものではない、と理解されることになる。だが、制度物神崇拜に毒された社会思想のうち、マルクス主義は既存の社会構造（資本主義の生産様式）に対していわゆる「突破」という創造的・革新的態度を採ることができるとはではないか。だがこれが難しい、ということの説明する概念が構造物神崇拜である。

構造物神崇拜 (structure fetishism) 構造物神崇拜は、制度物神崇拜に関連するがより一般的なあるいは高次の誤謬である。最も抽象的に言えば、構造はその構成内容のみならず性質もまた変えることができるという観念を認めない意識がこれである。ここで構造の性質とは、人間の様々な結びつき——**实际的・経済的關係**、**情緒的關係**、そして**知的・相互理解的關係**——のあり方について構造が縛り（**限界・制約**）を与えてくる程度・強さのことを言い、

つまり構造に対する人間の自由度(批判の自由・変革の自由)の大きさを言う。Unger 理論における社会制度の徳を表す「柔軟性」がこれに直接的に関係する。すなわち構造物神崇拜者は、構造(及びこれを構成する諸制度)は、人間の相互の結びつきの形について多様な可能性を許容・涵養する「柔軟性」というモメントにおいて重要な違いがあるということを確認するのである。Unger によれば、「柔らかい社会」とは言い方を変えれば、諸制度を所与の前提とした利益追求行為(社会の再生産に寄与する行為)とそうした諸前提そのものの有り様を問い議論する行為(社会の変革に寄与する行為)との「距離が近い」社会である。²¹⁾ 諸制度が異議申し立ての方法や紛争解決手続を多元化・多角化し、あるいはまた解決をなすということの基本的発想を変えることによって、背景的仕組それ自体の問題化と日常的紛争・議論とが継ぎ目なく橋渡しされることが変革行為と日常的行為の距離が近いことを意味する。²²⁾

構造物神崇拜者は、歴史主義的懐疑主義者かもしれない。彼は、超越的な価値論や視点を否定する一方で、私たちができることは社会的・精神的世界とそれが与えるルールで生きてゆくことを選択するのみだという教説を与える。すなわち、その根本のところにあるメッセージは、「そうした共有された社会的世界の一つをそのまま受け容れよ、さもなければ諦めよ」というものに他ならない。一方、マルクス主義者とその批判的後継者たちは、制度物神崇拜の意識に覆われていたとしても、構造物神崇拜に陥っていないなかったならば、より積極的に社会変革・構想へと向かうことができたかも知れない。しかしながら、柔軟な構造——構成要素の一つ一つの修正、一步一步の漸進的変革が可能な構造——という観念を否定する構造物神崇拜の意識によって、社会の改良を目指す者は、構造全体の挿げ替え(革命)という極度に危険な(それゆえ実行不能な)変化のモードか、さもなければ構造内部での腕きかという二者択一に追い込まれてしまう。このように、制度物神崇拜と同様に構造物神崇拜もまた人間の社会変革能力を大きく殺ぐまたはそも

そも認めない意識であるが、前者が基本的制度の具体的選択肢の数を限ることによって制度構想力を弱めるものであるとすれば、後者は社会変化のモード・方法についての選択肢の数を限ることによってひとをジレンマに追い込むものである。

このようにして、構造に対する態度には、信奉・甘受に加えて「dance 舞踏」「struggle 闘争」「muddling through 即妙的凌ぎ」「heavy 信仰喪失を通じた自己発展」「escape 逃走」などの選択肢が与えられることになるが、ここでも構造内部での処世術・戦略論のヴァリエーションが増えるのみである。従前の社会理論は、こうして、構造物神崇拜ないしは制度物神崇拜の弊に陥ることによって／自らをこれらによって汚染することによって、人間の社会創造力・構想力を硬い檻・外部なき牢獄と観念された構造のなかに閉じ込めて来たのである。それゆえ、現代社会理論の課題は、人間の諸能力を解放・開花させることに貢献できる社会変化についての理解を作り上げ、こうした社会理解に基づいて来るべき社会制度の姿を構想することではなければならない。そこで次章では、「偽の必然性から解放された社会思想を獲得するためには、どのような主題が追求されねばならないか」という問いに関する Unger の議論をパラフレイズしていこう。⁽²⁷⁾

- (8) UNGER, ST at 200-202 ; UNGER, WSLAB at 6-10, 129 ; UNGER, DR at 25-26, 109-110 ; UNGER, FTR 154-55, 159-61 ; Zhiyuan Cui, *Introduction in ROBERTO MANGABEIRA UNGER, POLITICS: THE CENTRAL TEXT* (Zhiyuan Cui ed. 1997) at vii-xi.
- (9) UNGER, SA at 1.
- (10) UNGER, SA at 8.
- (11) UNGER, SA at 3-9.
- (12) UNGER, SA at 5.
- (13) Unger の問題意識によれば、こうした整理の仕方は、構造・文脈という概念及びその再創造という観念が二つの異なる知的舞

- 台で問題とされ得ることを意味する。第一が、文脈を作り出す能力を否定もしくは骨抜きにする諸見解(心理学的還元主義・行動主義そして深層構造理論)との対比という舞台である。この舞台においては Unger は殊に社会理論の伝統(Hegel / Marx の伝統)と格闘することになる。第二が、文脈の受容もしくは文脈に対する永遠の抵抗を説く(一見して全く対立するかに見える)現代思想との対比という文脈である。こうした現代思想のいずれの立場も、文脈を偶有的・歴史的なもの・だが壊すこと能わざるもの / 《その向こう側》「別様の世界」などという観念を受け容れる余地のないものと捉える点において儕輩である。本文で述べるように、文脈の性質を変えられることができるという視点からすれば、Wittgenstein も Sartre も同一の構造論に立っており、相違はそうした枠内での自由観念(のみ)にあると言える。 UNGER, ST at 225-226.
- (14) Cf. UNGER, FN at 222; UNGER, ST at 172-199.「偶然性と必然性は、自明な内容を持っていない概念である。これらは、思想体系の中に提示された現実についての全体的な像と説明の戦略を要約したものに他ならぬ。」
- (15) UNGER, ST at 1-17.
- (16) UNGER, ST at 87-128. 参照、前掲拙論文「Roberto Unger の法社会理論」二八―三五頁。
- (17) UNGER, ST at 130-135.
- (18) Roberto Unger, *Inclusive Vanguardism : The Alternative Futures of the Knowledge Economy (OECD)* at 3. (available at <http://www.robertounger.com/en/category/economics/> last visited on 2018/05/15)
- (19) UNGER, CLSM; UNGER, ANOTHER TIME.
- (20) UNGER, CLSM at 1-2.
- (21) UNGER, CLSM at 2-3.
- (22) 「合理化的法分析(rationalizing legal analysis)批判について」は、 UNGER, WSLAB at 46-50, 59-119 のパラフレイズを試みた拙稿「制度構想の法学序説——Roberto Mangabeira Unger, "What Should Legal Analysis Become?" 読解」(岡山大学創立六〇周年記念論文集『法学と政治学の新たな展開』(二〇一〇年)三三―三三二頁を参照)。
- (23) 法学のみならず政治哲学をも含む現代規範理論の「糖衣化傾向(humanizing tendency)」批判については、 UNGER, SA at 118-120 を参照。
- (24) UNGER, ST at 212.
- (25) やや唐突だが、具体的イメージを得るために今日の障害法制を例にとれば、障害者に対する合理的配慮に関わる紛争の解決は、職場の背景的ルールである就労規則や労働環境である職務配置の在り方、つまり組織構造それ自体の問題化及び改定と表裏一

体である。この意味で、障害者関連法制は、障害者の自由な社会参画の平等という馴染み深い理想によって読解できるのみではなく、構造の柔軟化・構造物神崇拝の払拭という Unger 流のより根源的な観点からも再解釈することができると思われる。

(26) UNGER, ST at 226.

(27) UNGER, ST at 151.

II 脱自然化された社会理論の諸テーマ

(一) 形成的構造(formative context)と定型的行為(formed routine)

冒頭で示した通り、右でこれまで、構造と表記してきた社会の基本枠組に対する Unger 独自の用語は、形成的文脈(formative context)である。(文脈(context)・構造(structure)・枠組(framework)という語を Unger は互換的に用いるので、以下でも形成的構造・形成的文脈などの表記を互換的に用いることとする。)

“formative(形成的、形を与える(ことができる)、発展によって変化・修正が可能な)”という形容詞は、Unger の社会構造論が古典的社会理論から受け継いだ重要な含意と共に、後論が闡明する Unger 構造論の独自のテーマ——自己変革能力を高めた構造(構造改定的構造 structure-revising structures)⁽²⁶⁾の創出——を要約するものであると言ってよい。Unger が提案する社会理論は、構造が人々の日常的行為と思考の反復的生起を特徴付け方向付ける原因として在るといふ——すなわち構造が実践に形を与えるという——根本仮説を基底にして構築されている。形成的構造によって形成され、これを再生産する日常的行為は定型的行為と呼ばれる。Unger も述べるように、構造は行為・実践によって再生産される限りにおいて、再生産されるゆえに(より強く)存在するという意味においては、構造こそ

が実践によって形成されているという全く正反対の特徴付けも可能であり、『構造が在る』ということと『反復的行為・現象が観察される』ということとはコインの表裏である。³⁰ただ、議論の要諦は、行為と構造の概念上の区別を適切に設けておくことが社会現象を解明するための理論と社会変革を導くための実践に対して大切な含意を持つ、ということにある。Ungerによれば、形成的構造と定型的行為のこうした区別にこそ——あるいは、形成的構造に理論上の独自の位置を認めるところにこそ——古典的社会理論の本質があり、Ungerはそうした正統社会理論の問題構制の最も大切な要素を引き継ぎ発展させようとするのである。

のみならず、Ungerの構造論の独自性は、より善い構造と言えらるための基準の提案が必要であるし可能であるという主張にある。後論を先取ることになるが、簡単に言及しておこう。先に触れたように、Ungerによって形成的構造のいわば、徳として観念されているのは柔軟性という性質であり、それは右の形成的構造と定型的行為の区別・関係という観点から言い換えれば、形成的構造によって形成される定型的行為が形成的構造の再生産に寄与するのみではなく、変革をも導き得る革新的な行為実践へと発展することによって、当該構造が変革の機運・可能性をその裡に常に既に胎動させた状態へと変質していることを意味する。循環論法的であるがさらに別言すれば、構造変革を導き得る行為を自ら形成することができる構造——構造改定的構造——が柔軟な構造であり、この柔軟性がより高まった構造がより善い構造である。

Ungerの立論を循環的な議論から完全に解放することは不可能であると思われるが、形成的構造が以下のように様々な要素から成っているという多元的構造観を採用することによってそれは一部可能となる。すなわち、構造変革的構造の創出とは、形成的構造の要素の一部(例えば他に波及的な影響力を及ぼしそうな基幹的な制度)をまずは何ら

かの形で批判・修正し、これが人々の革新的行為(社会運動や訴訟提起その他)を促進することで、他の要素についても少しずつだが次々と累積的に変革の力を及ぼしてゆき、その結果全体として自己変革可能性が高まった社会構造が形成されるという過程——だが飽くまで、可能的な過程——である。そこで次に、諸要素を分節化する形成的構造の定義に進もう。

形成的構造の定義・制度と理念 形成的構造は、制度的要素および精神的要素から成る。(a)制度的要素とは、全体社会を構成する主領域(社会学の伝統ではしばしば部分社会などとも呼ばれる経済社会・政治社会・市民社会・企業組織・家族など)を定義づける基本的諸制度である。特に政府権力をめぐる争いと資本の配分のあり方に関わる制度的仕組は重要である。(b)精神的要素とは、人間関係の諸形式についての理念である。人と人との結びつき(human association)のどのようなあり方がそれぞれの領域において望ましく可能であるのかについての前提的観念である。例えば、家族生活においては、相互信頼・目的の共有・紛争の欠如といった特徴を持つ私的共同体が人間の結びつきの相応しいあり方だと言われるだろう。⁽³⁴⁾

形成的構造は、社会生活の基本的諸条件に関わる争い・異議申立ての、封じ込め・中斷がなされることで生起する——構造とは活動停止した政治(frozen politics)である——。人々が敗北または疲弊して闘争することを一旦停止し、特定の制度と理念を甘受するようになるところに構造は樹ち現れる。⁽³⁵⁾だが、封じ込め・政治の活動停止としての構造は、何らかのかたちで正統性の外皮を纏うことで初めて安定する。これを構成する諸制度が知性的認識や理性的命法に適った望ましく正しい社会関係の顕現であるという論証がなされ、これが人々の納得・恭順を得て共有された文脈と成る限りにおいて、形成的構造は安定性を獲得するのである。このようにして、社会の秩序性が確かに実感され

るためには、敗北・疲弊の痕跡を色濃く残す暫定協定が社会生活の理想形式の表象へと仕立て上げられることが必須となる。こうした仕立て上げ・再構築は、一般に規範的議論(道德・法的議論)によって遂行される。

形成的構造の産物(一)・・・資源獲得に関わる定型的行為、社会的可能性・集合的利益・アイデンティティの定義³⁷⁾ 安定した社会構造は物質的利益・情緒・認識に関わる社会関係の条件を定義づける。労働力を得るなどの他者利用のあり方、信頼関係を得るなどの他者との結びつきのあり方、行為の意味や思想を知るといった他者理解のあり方を条件付け・枠付けるのである。換言すれば、形成的構造は、特定の社会的地位にある者が他の地位にある者に対して影響力を及ぼすことを可能とする有形・無形の重要資源の獲得と使用に関わる定型的行為を方向付ける。これらの資源には、 権力 (政府権力 governmental power)、 財 (経済資本 economic capital)、 知 (技術的専門知識 technical expertise)、そして 想念 (権威あるものとして受容されている理念 prestigious ideas)や 言説 (理念の含意を明らかにすることを指す議論形式 forms of arguments)が含まれる。形成的構造が安定し強度を保てば保つほど——批判と修正の試みが届かないように設計されていなければならないほど——、定型的行為は反復的・持続的に生起することになるため、当該行為は当然・必然的になされるべきそれだという誤謬、つまり普遍的な道德的命題や客観的な経済法則の命じる必然的帰結に他ならないのだとこう、偽の必然性(false necessity)の観念が強まることとなる。

また、重要資源の獲得に関わる定型的行為は、自分(たち)は、誰と・どの集団と、どのような利益を共有または競争し合う存在であるのか、自分たちの人生がどのような選択肢に開かれているのか、という観念にも関連するだろう。形成的文脈はこのようにして、集団的利益(group interests)、共有されたアイデンティティ(collective identities)、そして社会生活の可能性(social possibilities)について人々がどのような想定を持ちつつ生きるかということに拡散的

な影響力を及ぼすことによって、社会運動その他の協働・闘争のあり方を方向付けることとなる。

形成的構造の産物(二)…社会的階層区分 形成的構造は、資源分配を方向付け、集合的利益・アイデンティティ・人生の可能性といった観念に特定の内容を与えるを通して、社会的区分と階層(social division and hierarchy)ないしは社会的役割と地位(roles and ranks)のシステムを生じさせる。先と同様、形成的構造が日常的な批判を免れるように設計されていなければならないほど、こうした基本構造と定型的行为が創出する社会的階層区分は階層ごとの相違を鮮明かつ峻厳にし、また人々の生に与える影響力を強くしてゆくことで「客観的秩序」として現象することになるだろう⁽³⁸⁾。

このように、定型的行为と社会的区分・階層は形成的構造(基本的制度と想念)の主な産物であり、Unger曰く、後者(構造)の前者(定型的行为・階層区分)に対する因果関係はあまりにも直接的であるから、定型的行为と社会的階層区分が現象することは、形成的構造が存在するということの定義そのものに含まれるとすら言ってよい⁽³⁹⁾。

形成的構造の存在の意味 《形成的構造が在る》と言う際の「存在」の意味は、実践的practicalなそれである。外からの観察に開かれている自然物の存在とは異なる意味において、また単に認識論や信念が変化しさえすれば途端に不在となってしまうということではない様式で、形成的構造は存在する。すなわち、人々が日常的行为のなかで動揺させることができるbecauseにできないゆえに／できないという意味in the sense thatにおいて、形成的構造は存在する(批判・修正の日常の実践の触手を遮断するようtoにデザインされているゆえに／されているという意味において存在する)⁽⁴⁰⁾。逆にいえば、社会的世界がそのように作られていることの主要原因として認識され、関心が持たれ、そして異議申し立てがなされる限りにあって、形成的構造は存在の強度を低下させてゆく——より正確には、存在の強度の意味を(硬度・から強韌度へ)変化させてゆく——。いわば、《構造が(強く)在る》ことは当該社会の時流や制約に逆らおうとする者たちにより良く認識され且つ弱

められ、加えて重要にも、この認識が深まり批判的実践が活性化する諸条件が整えられるに従って、つまり構造が柔軟性という特性を獲得し始めるに従って、《構造が(強く)在る》ということの意味そのものも変化してゆく。変革実践からの遮断(硬質性)から変革実践の組込(柔軟性・柔軟性)こそが、形成的構造がより強く・より善く在るといふことの意味になってゆくのである。

形成的構造であることの識別基準^④ 諸制度・想念といつても様々な種類とレベルのものがある。形成的構造の構成要素としての諸制度・想念とその他の制度・信念とを区別する基準は何か。Unger のごく抽象的な記述に従っておこう。第一は、利益・目標を追求する個人や集団が、戦略を練り展開する際に、当該制度・実践・想念を当然視しているという主観的基準である(人々の主観的経験を正当に評価する基準)。例えば、社会運動に参与する人々はしばしば、(経済社会(市場)・政治社会(政治)・裁判過程(法)・市民社会が、交差し合うが独自の活動領域を形成しており、一つの領域(例えば立法過程・政治)での敗北は他の領域(裁判過程)での勝利によって逆転可能だということを暗黙に想定しつつ運動戦略を形成するだろう。とすれば私たちが考察のターゲットとすべきなのは、それぞれの領域を定義づけている基本的仕組と想念であるということになる。

第二は、それら諸制度・想念を置換することが、社会的区分・階層構造、及び有形・無形の主要資源をめぐる定型的紛争の形式や帰結に影響を与えるという客観的基準である(これは先の形成的構造の定義をそのまま述べたものである)^④。ただし難しいのは、形成的構造の既存の諸要素を新たに置き換える制度的仕組が、従前のものの単なる機能的等価物(functional equivalents)である可能性を予め排除することはできないということにある。機能的等価物の登場を予定しなければならないのは、「形成的構造の構成要素の閉じられたリスト」という深層構造理論的観念を峻拒した

帰結⁴³⁾であり、社会変革が実験主義的性格(根本のところでは賭け⁴⁴⁾であらざるを得ないという事実を免れない、つまり実際に提案し運用してみなければ成否の判断をつけることが難しいことの帰結でもある。

Unger の視るところ、これら主観的・客観的基準に合致する形成的構造の制度的要素は、先進諸国においては例えば以下のものがある。(a)政治体制…一八世紀的三権分立と一九世紀的政党政治(残存し続ける社会的階級区分とは必ずしも一致しないラインに沿った政治上の意見・信条の相違に基づいて結びつく政党をアクターとする政治)とを結合させた統治スタイル、(b)経済体制…経済的分権の装置としての所有権(使用のあり方・保持期間についてほぼ絶対的な権限を与えられた所有権)を中軸としつつ、かかる分権的経済活動が産出する格差・不平等を行政的・司法的規制によって是正しようとする市場経済の制度枠組、(c)労働・組織率に格差をもたらしてしまう労働者代表・産業組織化についての特定のアプローチ、等々。形成的構造の精神的要素には次のものが含まれる。政党政治をめぐる言説や法的議論そして人々の日常的期待・議論・感性を通して表現される、(a)家族と友愛の私的共同体のイメージ、(b)政治における市民的公正・公的責任の観念、(c)仕事や取引場における自発的契約と職能的階層序列の想念、等々である。⁴⁵⁾

(一) 構造を再生産する定型的行為 (context-preserving routines) と構造を変革する行為 (context-transforming activities) の相対性

Unger は社会形成と変化を説明するための人間の行為類型として次の二つのものを提案する。構造を再生産する定型的行為⁴⁶⁾と構造を変革する行為⁴⁷⁾である。形成的構造が一定の存在度を保つためには、政治・経済・規範的コミュニ

ニケーションなどの定型的行為によって再生産されねばならない。こうした定型的行為が引き起こす日常的紛争は、いわば「ガス抜き」であって、社会的世界を崩壊へと追い込む大規模な闘争からこの世界を救う小さな戦争である。しかしながら、こうした構造を再生産する定型的紛争は構造を変革する闘争へと常に発展することができる。もちろん Unger 理論においては、構造変革的行為への発展は、容易にもまた必然的にも生じるわけではない。しかしながら、人間の諸行為が形成的構造の再生産という機能のみを担うことにも必然性はない、Unger はこのように主張する。

ごく抽象的なシナリオは以下のようである。実践的・想念的な対立・衝突が広く強くなれば、形成的構造の諸要素に揺さぶりがかかる。その結果、形成的構造によって一定の内容を与えられていた集団的利益や共有されたアイデンティティ^①として、社会生活の可能性^②についての諸前提もまた自明性を失い始める。当初協働・連帯していた人々はそのことによって意見の相違を深め、むしろ他の集団や運動体との結びつきに自己利益の保存あるいは社会理想の實現の可能性を見出すかもしれない。さらには、近視眼的・狹隘な定義に反省を加えて、より長期的・普遍的な観点から利益・アイデンティティ・社会的可能性の観念を再構築する結果、自己の利益と社会の理想とは執拗に互いに干渉しあひ最終的には区別することが困難な目標——社会それ自体の変革を通じた自己実現・自己革新——へと昇華するかもしれない。このようにして、構造の諸要素（行為類型、利益・理念・可能性についての観念）のミクロな作動・影響関係に眼を向けるとき、構造物神崇拜がもたらす「硬く大きな構造」の暗鬱とした閉塞感（相対的に）雲散霧消し、定型的行為が変革的行為へと発展する一定の筋道が描けるようになると Unger は示唆する。

また Unger 流のシナリオの意義は、マルクス主義との対比において鮮明になる。マルクス主義の物語においては、高まった闘争は、予め決定づけられた或る生産様式から次の生産様式を導く一方向的な力を実演する／実行に移すも

の他にならない。闘争はその過程で、各々の生産様式に体现された階級利益の論理を鮮明なものとしてゆく。これに對して Unger 理論においては、紛争の高まりは、階級と共同利益の觀念に對してマルクス主義の想定とは正反對の効果を持つものとされている。すなわち、階級及び利益は闘争によってかえって曖昧になり断片化し、従前の區別には沿わない新しい集団やアイデンティティが再編されるようになるというのである。⁴⁵⁾

(三) 形成的構造の存在の度合い

形式的構造が存在するということの意味が実践的であるということ、つまり批判・修正の試みから遮断されているという意味において／＼されているゆえに形成的構造は存在するというこの觀念のコロラリーは、形成的構造は存在の強度について変域を持つという着想である。つまり形成的構造は、〈不在〉と〈存在〉を両極とするグラデーション・スペクトラムのどこかにあつて、存在の程度degreeは、変域rangeを持つ。Unger によれば、形成的構造の強度(確立度・定着度)が高ければ高いほど、先の構造を再生産する定型的行為が構造を变革する行為へと接続・発展するまでにはより多くの段階を踏まなければならないことになる。定型的行為の一つとしての法的議論を例に採れば、二十世紀初頭にリーガル・リアリズムが開拓した法の不確定性批判の意義はこうした形成的構造の強度というより大きな文脈において次のように再解釈し得る。

すなわち、比較的安定した社会における法学は、構造変革的实践・社会構想論の用に直ちには供することができない。社会生活の諸形式の批判と再構築という作業を行う前に、法学それ自体の根源的批判すなわち法の不確定性批判を遂行し、諸原理間の不調和や法が宣言する理念と法によって創出される実際上の帰結との矛盾などを露わにするという

ステップを踏まなければならない。⁽⁴⁷⁾ 一九八〇年代の批判法学運動も同様に法の不確定性批判を展開したが、それは、リーガル・リアリズムによる法学批判、不確定性批判以降分岐した法学の諸傾向が様々な合理化・自然化の傾向を示しており、法学知という重要資源を制度構想論へと接続するために徹底的な法学批判の段階を再び経ねばならなかったことによるのである。⁽⁴⁸⁾ このように形成的構造が硬いことと構造保存的行為と構造変革的行為の距離が大きいことは同義であり、逆に構造が柔らかいことと二つの行為の距離が小さいことは同義である。それゆえ、日常的な異議申し立てと組織構造の変革とが不即不離となるような制度設計・思考実践を提案することが求められることになる。⁽⁴⁹⁾

リーガル・リアリズムや批判法学運動の意識的な戦略に現れているように、形成的構造の強度を下げることは、組織化の努力と知的営為の帰結であり、通常誤解されるのとは全く異なりアナキーへ向かうことを意味しない。脱自然性・柔軟性という特性をもつ形成的構造は、人工性artificialityというその本質を知悉した人々の綿密な構想の産物である。⁽⁵⁰⁾ 加えて、構造の脱堅de-stabilization・固定化は、階層構造がもたらす支配関係を弱めることも意味するから、市民は不安よりむしろ安心を手に入れることになる。

次章で詳述するように、Unger 理論の焦点の一つは、形成的構造の強度を下げることは、個人・集団としての人間への能力授与(empowerment)——知力・実践力・精神力を含む人間としての能力の付与——へと結びつく可能性があるとというテーゼである(脱堅固定化能力授与とテーゼと呼んでおこう)。第一に、組織・共同社会における人間関係を再編と実験に開くことは、生産力・実践力の発展に寄与し得る。第二に、社会的階層区分を弱めることは共同生活における個性の開花という自己実現に寄与し得る。第三に、社会の基本構造をより意識的に制御することを可能とする

構造に対する支配力は、私たちを社会的世界の操り人形ではなく設計者・批評者へと変貌させることができる。形的構造の強度を弱めることによって与えられるこうした諸能力の共通の特徴を要約した「否定的創造力 (negative capability)」という概念が次章のキー・ワードである。

(四)「抗い難い進化論的な力」という概念を用いない累積的変化の説明

先に述べたように、獲得されるべき社会変革理論の要諦の一つは、深層構造理論が想定する「必然的な発展法則」「抗い難い進化論的な力」といった偽の必然性に囚われた仮説なしに社会の累積的変化の可能性を論じることにある。ここでも詳細は否定的創造力をパラフレイズする次章を待たねばならないが、Dinger の主張は、端的に、形的構造が柔軟性を得ることは人間の否定的創造力が増大することを意味するという仮説(脱堅固化→能力授与→「ゼ」が正しいならば、それは「構造の柔軟化→人間の否定的能力の増大→より柔軟な制度的仕組の創出→人間の否定的創造力の更なる開花」という螺旋的發展(累積的社会変化)が起き得ることを意味する、ということにある。また、このシナリオが多元的構造論のミクロな視角に依拠していることも再度想起されねばならない。

そうした累積的变化は、社会の経済力・生産力を高めたいと考える支配的集団の意図的行為によって、あるいは、柔軟な形成的構造を持つゆえに国際競争力を増した社会体制が他を圧倒するという社会的淘汰の結果(非意図的な帰結)として、あるいはまた、意図的行為と非意図的行為の区別を許さない人間営為の結果として生じ得る。ただ、形成的構造の柔軟化という方向への変化は、反動や後退あるいは他の方向性に向かう諸力に陵駕されてしまうかも知れない危うい「可能性」であるのみである。また、柔軟性のレベルに一对一で対応する自然な制度的構造といったものは

存在せず、あらかじめ定められた形成的構造のリストを提示することなどできないが、こうした可能性の観念・非決定論的変化の観念こそ偽の必然性から解放された社会理論の最たる特長である。⁵²

(五) 形成的構造の諸要素の漸進的・断片的な置換可能性^{Disruptive}

深層構造理論は社会構造を分割不可能な一枚岩的パッケージであると観念し(indivisible thesis)、⁵³ 実証主義的社会科学は形成的構造と定型的行为の区別という立論それ自体を認めないが、Unger 流の形成的構造の諸要素の記述(定型的行为や利益・アイデンティティの観念に対して)のような影響力が及ぼされるのかを含む詳細な記述)及び生成の系譜学は、形成的構造の制度的・精神的諸要素の発展・変遷が同時に起こったものでも一度期に成立したものでも決してなく、各要素ごとに漸進的に変化してきたものであるということを明らかにする。

形成的構造を一枚岩的に観る社会理論の最大の危険性は、社会変化のモードに関して、社会構造の総入れ替え(革命)か、さもなければ既存構造の維持・再生産か、という(誤った)二者択一を突きつけることにある。このジレンマから主体を解放するためにこそ、要素ごとの修正・漸進的変革というモードに具体的な筋道を与えることができるアプローチ、すなわち形成的構造の構成要素についての多元論的なアプローチを採る社会理論が求められることとなる。⁵⁵ Unger の理論的研究は特に法分野において多くの読者を集めて来たが、彼が、制度的仕組の複雑な組成を分析することを得意とする法学、そのうちでも最も進歩主義的な傾向である批判法学に参与しつつ構造論を探究して来たのも、形成的構造の構成要素についての複雑・多元的な布置を明らかにする最も有用・有力な知的武装の一つが法学知に他ならないからである。

だが、形成的文脈の制度的・精神的構成要素の多元性・複雑性・矛盾性を詳細に描き出すのみではなく——というよりも描き出すからこそ——、このアプローチは各要素の置換と再結合(社会実験)に対する「制約」を説明する概念装置、つまりは社会の形成・成立とその構造の力を説明する概念装置を用意しなければならぬ。「いかにして、あるいはなぜ、形成的構造の諸要素は結びつき合い、そして互いに強めあうのだろうか」という問いへの答えが用意されねばならないということである。どのような要素も全く恣意的に組み合わせることができるといふ社会理論は、根本的に和解不可能な論理・メッセージを発する諸要素は当該社会に住まう人々の正当性の信念に訴えることがないために相対的に安定した形成的構造を形成し得ない、ということの説明できないばかりか、そもそも「理論」としての体をなすことがない。社会理論において「説明する」ということは、社会変化の「制約・限界」を説得的に描出することを意味するからだ。⁽⁵⁷⁾ 深層構造理論が想定する「予め決められたルール」や「強度の粘着力を誇るボンド」ではなく、いわば「音楽」⁽⁵⁸⁾が展開してゆく際の、必然ではないが一つ一つの階梯が他の部分や全体の流れとの関係性を完全には失わずに生起するというイメージが、理論に組み込まれねばならない。「結語に代えて」でパラフレイズを試みる Unger のすこぶる抽象的な仮説は、「形成的構造の各要素は、偽の必然性からの解放の程度があるいは否定的創造力のレベルにおいて過度の乖離があつてはならない」という観念が諸要素の組み合わせに関する制約となる、というものである。

(六) 実践的含意

以上の理論的テーマが導く実践的含意のいくつかに言及しておこう。

綱領的思考(programmatic thought)の使命 一つの社会体制の全体像を提案する綱領論・綱領的思考は、形成的構

造が人工物であり、かつ予め定められた法則を免れたそれであるという理論においてのみ確固とした場所を獲得する。構造概念に有意義な位置を与えない実証主義的社会科学、社会発展の法則論・決定論を与える深層構造理論においては、人間主体が社会を自分たちで創造するというテーマ、いかなる戦略で、いかなるビジョンを持って、いかなる方向性へと社会を再構築して行くべきかという問題構制が真に意味を持つことはない。

安定化の手段が脱安定化の機会を作り出す [Unger] の反自然主義的社会理論は、紛争の封じ込め・中断が形成的構造の生起・安定化を、そして中断の恒常化が当該構造の自然化を帰結するという過程を説明すると同時に、形成的構造を安定化させるための様々な方法が脱安定化の機会をも作り出しているという逆説を示す点において、興味深い。

まず抽象的に言えば、一旦安定した構造は、人々の日常的行為・戦略・利益・価値・アイデンティティ・社会の可能性についての前提的観念を形作ることによって、そしてこれらに沿って遂行される日々の定型的行為によって、まさに遂行的にその存在性を強めて行く。だが、より仔細に考察すれば、定型的行為や前提的観念の中に隠された不調和や矛盾を見出すことができる。例えば、集团的利益」という観念は、一つの定義によれば、既存の階層構造のすぐ下のライバル・グループを脅威とみなした上で、構造内部での現在の地位と特権を固守することに存するだろう。だが、こうした排他的／保守的な定義は常により包摂的／革新的な定義、すなわち、社会階層構造におけるより高い地位にある人々を共通のライバルとみなし、下位のグループをむしろ戦略的目標を共有したパートナーと考える定義との対抗関係にある。第一の定義は既存の社会構造を保存するのみであるが、第二の定義は戦略的なパートナーシップがやがて新しい集団的アイデンティティを作り出し、この新しいアイデンティティがこれに適切な敬意を払う新しい制度的仕組・思想を欲するという可能性を開く。

安定化の手段が脱安定化の機会を生み出すことは、法学におけるより馴染み深い議論に引き付けて以下のようにパラフレイズすることもできるだろう。まさに批判法学こそ、法(学)は社会構造の安定化と脱安定化の双方の機制を秘めた知的資源であり、革新的社会構造論の構築に最も有用なそれであることを明らかにしようとする構造改革的運動であった。まず法学は、一般に、法規範(法的ルールや法原則)の解釈・適用を通して法律上の紛争に終局的解決を与える実践の学であると言われる。⁵⁹⁾つまり法(学)は、社会安定化のための手段である。第二に、解釈・適用の対象であるとされる法規範の一定のまとまりとこれを実現するための仕組は、一般に「制度」と呼ばれる(ことに現代社会ではあらゆる社会制度は法的に定義される)。法学はそれゆえ、制度的仕組の定義・解釈を、現実社会への適用を通して(経験のテストを通して)、しかも個々の紛争に対峙するというミクロな分類的・分析的視覚から行う学問である。第三に、こうした経験を通してミクロな法制度分析が日常的に明らかにするのは、紛争当事者と法律家によって多様な法規範の解釈が——したがって多様な制度の可能的な姿が——不断に提案されることで、法(学)という知的資源は多様性・多元性・没秩序性こそを本質的特徴としているという事実である。(少なくとも批判法学の最良の仕事は、合理的粉飾を纏わない法素材のこうした「ありのままの」記述を与えることを課題として来た。カッコ付きであるのは、究極的には批判法学もまた理論負荷性を免れ得ないからである。)こうして、社会構造の安定化・秩序化こそを任務と信ずる法律家の日常的な定型的行為(法の解釈適用を通して紛争解決は、それが誠実に果たされれば果たされるほど、ルール・原理・政策指針(=新しい制度的仕組の萌芽)の多様性を、すなわち既存構造を脱安定化するための機会を露わにするのである——法制度の不確定性。

(三)で言及したように、このようにして脱安定化の機制を明示すること、つまり構造を脱堅固化することが人間の

諸力を高めることに繋がるといふ仮説が、Unger の脱堅固化＝能力授与テーゼであった。次章でパラフレイズするのは、こうした諸力の共通項を要約する否定的創造力というキー・ワードである。

- (28) Merriam-Webster Dictionary (available at <http://www.merriam-webster.com>) には formative という語の定義について次のように書かれてゐる。
1. a: giving or capable of giving form: constructive.../b: used in word formation or inflection
 2. : capable of alternation by growth and development: also: producing new cells and tissues
 3. : of relation to, or characterized by formative effects or formation: *formative years*
- (29) UNGER, CISM at 94; UNGER, FN at 532-534; UNGER, ANOTHER TIME at 72.
- (30) 形式的構造概念はミクロな視点をむしろ欠く欠くあまりにも大雑把な概念である。行為こそが構造を形成しているのだとして Unger 理論および批判法学的構造意識研究を批判する——ただ実際には Unger 理論の含意に沿ってその行間を埋める議論を展開してゐることも見える——論稿「Unger, David E. Van Zandt, *Commonsense Reasoning and Social Change* in ROBIN LOWIN & MICHAEL PERRY EDS., *CRITIQUE AND CONSTRUCTION: A SYMPOSIUM ON ROBERTO UNGER'S POLITICS* (1990), at 160-205.
- (31) UNGER, FN at 58-66.
- (32) UNGER, FN at 68.
- (33) Cf. 富永健『社会学原理』(一九八六年、岩波書店)二〇八—二四一頁。
- (34) UNGER, FN at 58.
- (35) UNGER, FN at 41-43.
- (36) UNGER, ST at 151.
- (37) UNGER, FN at 58-59.
- (38) UNGER, FN at 59.
- (39) UNGER, FN at 60.
- (40) UNGER, FN at 61.

- (41) UNGER, FN at 62.
- (42) UNGER, FN at 63.
- (43) UNGER, FN at 65.
- (44) UNGER, ST at 152.
- (45) Cf. UNGER, DR at 235-251; K. Crenshaw, *Mapping the Margins: Intersectionality, Identity Politics, and Violence Against Women of Color*, 43 STAN. L. R. 1241 (1991).
- (46) 法の不確定性批判の徹底化された表現としては、例えば Duncan Kennedy, *Critique of Rights in Critical Legal Studies*, in WENNY BROWN & JANET HALLEY EDS., *LEFT LEGALISM/LEFT CRITIQUE* (2002) at 178-228 を参照。
- (47) UNGER, ST at 154.
- (48) UNGER, WSLAB at 191-28. 参照、拙稿「批判法学制度派の研究プログラム——Roberto Unger は法をどのようなものとして視るのか——」『法社会学』第八三号(二〇一七年)八五—九八頁。
- (49) 制度改革訴訟・構造改革命令と呼ばれる制度や批判法学(例外的ルール・対抗的原理・逸脱的法理の日常的生起に注目する思考実践)が注目される所以である。合理的配慮概念に触れた脚注(25)も参照。
- (50) UNGER, FN at 279-280.
- (51) 本文「結語」代えて「Agency の問題」を参照。
- (52) UNGER, FN at 281.
- (53) 前掲拙論文「Roberto Unger の法社会学論」三二—三三頁。
- (54) UNGER, FN at 221-223.
- (55) 形成的構造の多元性のみではなく、他のこれまでのテーマとも共鳴する社会学者の言葉を引用しておこう。「はるかに複合的・偶発的であるとして裂け目を有した社会観念——そして構造の観念——を採用しないかぎり、私たちは構造理論のなかに変化の理論を組み込むことはできない……。必要とされているのは、構造の通常の作動が変革を発生させる仕方を示すことができる概念的語彙である。この目的のために、私は以下の五つの鍵となる原理を提案する。構造の複合性、スキームの置換可能性、資源蓄積の非予測可能性、資源の多義性、そして構造の交差である。」(William H. Sewell Jr., *A Theory of Structure: Duality, Agency, and Transformation*, in WILLIAM H. SEWELL, JR., *LOGICS OF HISTORY: SOCIAL THEORY AND SOCIAL TRANSFORMATION* (2005) at 140, 139-143.)

(56) UNGER, FN at 278.

(57) UNGER, FN at 126; UNGER, ST at 171.

(58) UNGER, LA at xxxi.

(59) Cf. 川島武宜「争いと裁判」〔川島武宜著作集第三卷〕二二九―二四〇頁。

III 否定的創造力

否定的創造力(negative capability)という概念は、詩人 John Keats の用語に Unger が独特の意味を与えたものである。⁽⁶⁰⁾ 最も抽象的には、ルールやルーティンが予定・予期していることに逆らって、⁽⁶¹⁾ 非定型的に⁽⁶²⁾ 行為することのできる能力、あるいは「人間精神が持つ自己批判力の最も根本的なもの」⁽⁶³⁾ すなわち自身が扱って樹つ前提とこの前提に基づいた思考・行為そのものを否定・批判・変革することのできる能力が、否定的創造力であるとされる。⁽⁶⁴⁾ つまり、社会構造の中で生きながらこれに没入することなく、当該構造を認識・批判し、新しい諸制度や思想を創発する人間主体の諸能力が否定的創造力という言葉で要約されているのである。だが興味深いことに、Unger 理論において否定的創造力は、人間主体論・自由論の鍵となる概念であるというだけではなく、形成的構造の生成と変化に説明を与えるための中心概念でもある。社会構造を説明するということは、——繰り返すが——社会成立の諸条件・社会を形作る諸制約について説明を与えることである。⁽⁶⁵⁾ こうした意味において否定的創造力論は、人間及び社会の可能性についての議論として、かつ同時に制約についての議論としてもデザインされている。

まず、これまで述べて来たように、形成的構造とその諸要素は、脱堅固化(disentrenchment)・脱自然化(denaturalization)・偽の必然性からの解放(emanicipation from false necessity)という、性質において多様であるが、こうし

た質的相違は二つの側面を持つ。脱堅固化・脱自然化の第一の側面は、形成的構造が日常的な批判と修正に開かれて
 いること、すなわち——Unger の比喩的定義によれば——定型的行为と構造変革的行為との距離が短いことを意
 味するのであった。第二の側面は、私たちの社会的諸関係(実践的・情緒的・知性的諸関係)が社会的階層区分から解放
 されていることを意味する。つまり、社会構造の柔軟化とは、階級やジェンダーその他の社会的地位・カテゴリーが
 人生経験に及ぼして来る影響力を小さくすることを意味する。この二つの側面は次のようなメカニズムにおいて結び
 ついている。すなわち、社会的区分・階層構造は、特定の基本制度と想念が何らかの社会生活の形式を定義しかつ安
 定させて初めて隆起するが、翻つてこれらの制度と想念が安定するのは、定型的行为が方向付けられることで該制度・
 想念に批判・修正の触手が及ばなくなることによる。つまり、ポイントは《基本制度と想念を批判・修正から
 隔離することdisengagement閉ざすこと》にある。それゆえ逆に、形成的構造を構成する基本制度と想念を批判と修正に開くこと
 が、社会的階層区分の安定性を減退させ、社会生活に対して持つ影響力を弱めることに結びつくと考えることができ
 る。⁶⁶⁾

形成的構造の脱自然化・柔軟化は社会に有形無形の様々な利益をもたらすが、Unger の視るところ、個人的・集団
 的能力授与のあらゆる種類は、こうした構造の柔軟化・脱自然化という觀念を知悉すること、すなわち形成的構造の
 桎梏を拒否して逆に構造に対する支配力を留保することを意味するゆえ、一般的に否定的創造力と呼ばれるのが相応
 しい。⁶⁷⁾ こうした否定的創造力の獲得・有形無形の利益の創出という果実こそが、より柔軟な社会・階層と社会的役
 割の檻から解放された社会に向かつて累積的变化が起こる可能性を説明する。つまり、制度構造が作り出した機能
 上の有利性(否定的創造力の発展という結果)が、当該制度の生起・持続・発展の原因となる可能性があるというこ

とであり、このメカニズムが説明されねばならない。⁶⁸⁾

以下では、本章において、こうした種々の能力授与概念及びこれが「柔軟で (disentrenched, hierarchy-subverting)」、改定可能な (revisable) 制度の発明にどのようなようにして依存しているのかをパラフレズする。そして結語に代えて、Unger が「人間営為の企図性 (agency)」の問題と呼ぶ、構造論にとって重要な番いとなるテーマをパラフレイズして本ノートを閉じることとしたい。

(二) 否定的創造力の実践的・経済的側面⁶⁹⁾

実際の利益に関わる否定的創造力の例は、社会の生産力(及び軍事力)の発展である。制度の柔軟化と生産力の発展としての否定的創造力の関係は、以下のようにごく馴染み深い観念に基づく。経済的合理性あるいは効率性は、生産諸要素を最も有利なたちで組み合わせ置換する自由を要請する。より抽象的に言えば、柔軟性を最大化することが実践的成功に奉仕するという観念である。目的・課題の設定 (task-defining activities) と手段・方法の選択 (task-executing activities) とが相互に交渉し学習し合うというイメージ⁷⁰⁾、人間労働を組織化しこれを物質的・技術的資源を最大限活用しつつうまく調整するというイメージ、あるいは自由に柔軟に自己修正を行う共同作業というイメージが、実践的な合理性の社会的表現である。こうしたイメージに忠実な構造をもった事業・組織——持続的学習と実践⁷¹⁾、決定と実行の混交、協働的競争といった特徴を持つ Unger が「前衛的事业 (vanguardist firms)」と呼ぶ先端企業——を創出するには、固定した社会的階層区分を持つ共働関係・取引関係に対する影響力を弱め、新しい技術上の機会を成功裏に使うための組織の新しいスタイルを開発することが必要となる。

階層構造の解消を通した否定的創造力(生産能力・実践的活動力)の発展、これが拓く社会変化の可能性を強調する Unger の主張は、ここでもマルクス主義の命題を意識して構成されている。マルクス主義が描く生産諸様式の変遷は、剰余価値の強制的吸い上げ——階級構造とこれが要求する生産関係に基づく搾取——という論理によって推し進められるものとされている。平等社会ではあったが物質的欠乏と古い伝統の軛のもとにあった原始共産主義を脱して高次の共産主義へと到達するためには、人類は階級闘争という試練を経なければならぬとされるのである。⁽⁷⁴⁾ 階級構造が峭刻さを極めるところに——すなわち形成的構造の堅固化に——社会変革(革命)の契機を見出すマルクス主義と、階層構造の柔軟化flexibilizationを通した能力授与に漸進的・累積的社会変化の可能性を視る Unger 理論というコントラストである。

ただし、Unger によれば、史的唯物論の進化論的構成にも否定的創造力論の一種として解釈し得るテーマがあるという。例えば、「資本主義」は階級的抑圧をあらゆる側面において悪化させたかもしれないが、これに先行したどの生産様式にも増して、全ての人々の労働力が相互に交換可能であるという性質を持っていること、つまり労働力の等価性・普遍性・自由な組換可能性という性質を明らかにした。また、交換価値の使用価値に対する優位性という考え方は、徹底して労働力を商品として観念するという考え方と結びついて、生産活動のあらゆる形式が他の形式へと変換可能であることを強調する。こうした意味において、生産様式の変遷・発展の物語は、硬い社会的役割・序列関係を免れたより自由な機動性を持つ・統合的普遍的な労働力の重要性を徐々に明らかにしてゆく流れであると理解することもできるのである。⁽⁷⁵⁾

(二) 自己実現ないしは自由と否定的創造力

二つ目の能力授与は、相対立する二つの自己表現の実現条件(enabling conditions of self-assertion)の衝突を弱めることである。(比較的初期の著作『情念』の中で深められたテーマである。)⁽⁷⁶⁾ 自由に行為できる・自由であるという経験を
得るためには、ひとは様々な形式の集団生活を生き、その中で物質的・情緒的・知的資源を得なければならぬ。商品・
労働力を交換する分業を通じた財の獲得(物質的資源)、参与すること・相互に関わり合うことそのものを目的とする
共同体での相互承認(情緒的資源)、文化的生活における自己省察・自己表現・他者とのコミュニケーションの方法(知
的資源)などである。しかしながら、これらの共同生活においてひとは、従属的立場におかれる危険性、個性を奪わ
れる危険性に常に脅かされている。分業の場における社会的地位の階層構造、私的生活における力関係、文化的価値
の階層序列など、共同生活は、他者への依存状態に追い込まれる危険性(subjugation, dependence)、社会的役割や
地位の堅牢に閉じ込められ個としての自己を失う危険性(depersonalization)と常に隣合わせである。

自由の欠如・閉塞感という経験は、⁽⁷⁷⁾ 他者と関わり合う必要性と、⁽⁷⁸⁾ 他者への従属・依存から逃れる必要性という自由
の二つの条件が和解せずに衝突していることを意味する。ゆえに、⁽⁷⁹⁾ ここでの能力授与とは、この二つの自己実現の条
件の和解を成功裏に——完全な和解は不可能であるにせよ——行うことを意味する。他者との協働・情緒的結び付き
が同時に個人としての人生の発展機会となるような社会生活の形式を構想・獲得できた人々が、自由を獲得した人々・
能力授与を得た人々⁽⁸⁰⁾である。ここでも形成的構造の脱堅固化の先の第二の側面が、こうした意味での能力授与に直接
的に関わっている。各重要資源が一部の特権的集団にのみ集中することを阻む基本制度と想念は、社会的階層区分を

弱めることで、共同生活に常に付随している依存と個性喪失への圧力を弱くすることができる。このようにして、形成的構造の柔軟化は否定的創造力の自己実現・自由という側面を涵養することに資するだろう。⁽¹⁸⁾

(三) 構造に対する支配力

構造の柔軟化とは、脱自然化すなわち、人工性の鮮明化を意味するから、否定的創造力の授与は、形成的構造に対する私たち人間の支配力の涵養という側面をも持つ。「現実的なものを理念的なもの」として捉えてしまう誘惑に抗する批判能力を保持しつつ、社会的活動に積極的に参与し関わり合う力(engagement without surrendering to the formative context)、あるいは「同時にアウトサイダーでありかつインサイダーである自由(freedom to be outsider and insider at the same time)」⁽¹⁹⁾を促進するという側面である。あらゆる制度や因襲に対する「永遠の抵抗」、さもないければ「不承不承の・自己欺瞞的な甘受」という二者択一ではない形での社会参与のあり方を可能にする能力授与である。それは、自己利益の実現を追求する日常的営為が、制度と想念の批判・再創造に他者と共に参加するという経験へと拡がってゆき、こうした形成的構造の再創造が改めて自分(たち)の利益となるものをも再定義していくという螺旋的展開をもち得る能力授与である。右の第二の否定的創造力が、特定の社会関係(特定の社会的役割・階層区分)に対する脱堅固化・柔軟化に関わるのに対して、この第三の否定的創造力は、より一般的に、形成的文脈それ自体の脱堅固化・柔軟化に関わる。否定的創造力というテーマは、人間の相互関係の性質、及び人間と共有された文脈との関係の性質に光をあてようとするものであるのだ。

こうした否定的創造力⁸⁰、衝突する自己実現の条件の矛盾の緩和⁸¹、形成的文脈に対する支配力の保持⁸²といった Unger 流の語彙・テーマ設定は、他の論者や知的伝統との繋がりが稀薄だとの印象を与えるかもしれない。だが、決してそうではない。というのも、自由についての制度的条件と生産力についての制度的条件が密接不可分に結びついて社会の基本構造とならなければならないという観念は、自由主義と社会主義とが共通に携えて来たものであるからだ⁸⁰。

脱自然化・脱堅固化——階層的役割区分を弱め、日常的な批判・修正に開かれた人間関係・社会構造を創出すること——は、(a) 経済力その他の実践的能力の発展、(b) 個の自己実現力(水平性・連帯性の高まった人間関係のなかで個性を開花することができること)の増進、そして(c) 形成的構造に対する支配力(社会・文化を創る力、社会の制度基盤・実践方法を自分たちで創発的に提案できること)の増大といった人間生活における各種の善⁸³を実現するための共通の制度的条件である、これが右でパラフレイズした Unger の脱堅固化「能力授与テーゼの骨子である」⁸⁴。逆に言えば、これらの善とその実現条件は、《構造(文脈・関係)への人間主体の対峙、悪しき側面の否定、新しいものの創造》という社会理論の根本課題と関わる共通の切り口から光をあてることで、否定的創造力の授与⁸⁵という一般概念に包摂してその本質を理解することができるようになる。ただし、新たな社会制度の創設、これを通じた社会の脱堅固化・流動化は、時の支配者の強権の発動(社会の人工性)「人の支配」の前景化⁸⁶によっても可能となり得ることからしても、右の(a) (b) (c)の制度的条件が必然的に収斂するとは考えにくい。だが逆に、これらが「必然的に矛盾する」(ゆえに、いずれかの善とその制度的表現の優位性を論じることが規範理論の課題である)⁸⁷と考えるのもまた誤謬である。脱自然化・脱堅固化という要請が、以下のように現代思想の根本理念と結びついたとき、共通の制度条件の探求は正

統な知的プロジェクトと共鳴するものとなる。

Unger の読解によれば、そもそも、自由主義と社会主義（さらには共産主義）の本来の共通理念は、近代・現代のあらゆる社会・領域に響き渡る思想、デモクラシーである。⁽⁸⁴⁾ ただし、モダン・デモクラシーの真髄は、狭義の民主主義概念——多元主義的政党政治、政府の説明責任を実質化するための普遍選挙等々——を超えたより広義のかつ根本的な観点から理解するときに初めて明らかとなる。すなわち、民主体制の本質は、「物質的進歩」と「個人の自由」という善の追求を両立・和解させることによつて、社会により大きな實際的・道徳的利益をもたらそうとするプロジェクトだということにある。物質的・経済的・実践的な発展のために、単純労働や無能力状態から市民を解放し、その自由な欲求充足を可能とする道具や発明を与える空間（市場）。個々の才能をチームワークの中で開花させるために、既存の思考枠組・労働慣行・社会的バックグラウンドに囚われずにこれらを自由に組み替えることこそ全体の有形・無形の利益に適うとみる組織（企業・事業体）。社会的階層区分その他の諸属性から解放されて互いを個として遇し合い学び高め合う場所、実験主義的な共同学習を行う場所（学校）。こうした諸空間を優れてデモクラティックな構造を志向したものであると特徴付けてよいとすれば、精神的利益と物質的利益とが二つながら実現されてゆくための基本構造を発見ないしは創出することにこそデモクラシーの根本目的がある、といつてよいことになるだろう。

一九世紀の思想家たちの誤謬は、こうした経済的發展と精神的解放との間には自然な収斂があると考えたことにある。⁽⁸⁵⁾ これに対して今日の私たちの信念は、こうした複数の善の制度的諸条件は自然に収斂するものではないが、本来的に矛盾し合うものでも決してなく、これらが重なり合う領域（a zone of possible intersection）⁽⁸⁶⁾ を探求することが可能であるという（控えめな）それである。こうして、デモクラシーの根本理念に忠実なプロジェクト——ラディカル・

デモクラシー——の本質は、社会思想を教条的想定から、すなわち形成的構造を構成する基本制度・理念には必然的な姿・自然な収斂があるゆえ選択肢は限定されているという偽の想定から解放し、物質的進歩の制度的条件のおよそ無数のオプションと個の解放の同様に無数のオプションとが重なり合いを見せるだろう領域を探索する試みにある。

一九世紀的思想傾向の具体例として、市場を構成する制度的仕組——Unger が「私的権利複合体 (private-rights complex)」と呼んで分析するレジーム——についての古典的自由主義者とマルクス主義者の共通の議論傾向（経済社会の制度構造の自然視）を瞥見しておこう。⁽⁸⁷⁾ 私的権利複合体の興味深い特徴は、これらが政治・行政過程を除いた非経済的な社会諸関係の基本構造を構成する法的権利の「モデル」を提供して来たということにある。すなわち、所有権（あらゆる権能の統合としての所有権 consolidated property: unified model of property）⁽⁸⁸⁾ 及び契約制度（意思理論に基づく古典的契約理論）のセットによって構成される人間の活動領域は、政治的・行政的権力作用の侵入から原則的に遮断された「自由の領域」としての私的秩序に本質的に内在する法的構造として観念され提示されて来た。つまり、経済的發展の制度的条件としての所有・契約は、自由・個の解放の制度的条件でもあると観念されて来たのである。実際、こうした所有・契約を権利の模範形とした自由な市民社会擁護論は、我が国においても戦後近代啓蒙主義たちの——しかも Marx の発展段階論を一部組み込んだ——基礎法学的仕事によって情熱的に展開されて来たものであったことは思い返されてよいだろう。⁽⁸⁹⁾

こうした「市場構造の前政治的な自然なたち」という観念は、自由主義およびマルクス主義双方に影響を与えてきた。自由主義の教説によれば、自己利益を追求する自由交換に対する旧社会（封建社会）の恣意的でコストのかかる——つまり非合理的な——制約が錆い落とされ、その論理が社会生活の広い範囲にゆっくりと拡大してゆくに従って、

経済社会の本質的な法構造は徐々に姿を現してきた。このようにして一朝一夕の人為・作為としてではなく、ゆつくりとした——つまり自然・発生的な、歴史の経験的テストに耐えた（経験法則に裏打ちされた）——出現ゆえに、契約と所有の近代法体系は市場の自然的・必然的な構造と観ることができるとされるのである。マルクスの発展段階論も同様に、前近代社会の私法制度と概念を近代の契約・所有の法体系が到来するための必須のステップとみなし、かつこの近代私法を市場の欠くべからざる制度的礎であるとみなすことで、歴史偶然的に登場したはずの法制度に自然性・必然性の外皮を纏わせる。

支配的な自由主義者は、市場の仕組と個人の自由の関係は切り離しがたいものであると強く信じる一方、そうした信奉のない懐疑的な自由主義者もまた、契約と所有のシステムを完全に置き換えることは自由を脅かす抑圧的なシステムの導入に繋がるゆえに危険だとして消極的に「自由市場」を擁護するだろう。マルクス主義にとって市場は、「資本主義」という制度装置の中核であり——かつ副次的な意義しか認められていない小規模商品生産者の制度的枠組でもあり——、激しい批判の対象でありながら、人類史の必須の要素である。しかも、共産主義体制における市場構造についての展望は曖昧である。

このように、マルクス主義と自由主義とともに、「近代ヨーロッパの契約・所有制度の発展は、社会生活の必須の段階の一つとしての、または社会生活の永続的な可能性としての市場秩序を具体化したものであったという確信」²⁰を共有している。自由主義とマルクス主義者は市場の基本構造については全くの同意を表明した上で、市場システムの欠陥の矯正の仕方について提案を異にするのみである——自由主義は再分配政策によって、マルクス主義は市場を周辺的地位に追い込むによって——。

以上のように、Unger が脱堅固化・能力授与テーゼを基底にして探求しようとするテーマ、すなわち、人間の諸力——経済的・実践的能力、自己実現力、社会構想力——を開示するための制度的条件が収斂または重なり合いを見せて領域を発見ないしは創造するというテーマは、現代社会に最も大きな影響力を与えて来た世俗の革新思想が共有して追究して来たものである。その意味で、Unger の諸仮説・諸提案は、近代思想の巨人の肩に乗りつつも、必然性の誤謬から解放された視力によって再度のその知的文脈を見渡し、より正統なプロジェクト——人工物としての社会という観念のデモクラティックな方向への徹底化——を抽出する試みに他ならないのである。

(60) UNGER, FN at 632; Cui *supra* note 8 at viii.

(61) UNGER, SA at 134.

(62) UNGER, SA at 135.

(63) 人間の精神は二つの側面を持つ。反復可能な事物に関わる側面と反復不能な事物に関わる側面である。この二つの側面を同時に持ち合わせているモノは、Unger によれば、人間の精神と社会のみである。それゆえ、人間精神と人間社会とは単に類比的というだけではなく、内的に、すなわち互いの構成要素として関係している。精神の第一の側面はモジュラー的・定型的な能力であり、それぞれの部分が定式・公式にしたがって作動する。入力・変換・出力というように、「この動きの側面においては、すべてのことに始まり中間そして終わりがあがる。」精神はこの側面のみでは、差異と変化が充満した世界のなかで問題解決をすることに大きな限界を持つだろう。しかしながら、精神は第二の側面、つまり再帰的無限性(recursive infinity)と非定型的な独創力(nonformulaic initiative)という二つの特性を持つより創造性に溢れた側面によっても構成されている。「再帰的無限の力によって、精神は、有限の諸要素から無限の組み合わせを作り出す。非定型的な独創力によって、精神は、ルールに拘束されない物事をなす。」Unger の考えるところ、これら二つの力があることによって、人間精神は、射程と影響力においてより大きな能力である否定的創造力を保持することとなる。より全体的・総合的に、超越的に、そして予期を超えて精神が作動するのはこの第二の側面によるのである。「私たちは、「既存の定式に基づいて」正当化できる以上のこと、あるいは十全に理解できる以上の

ことを思考または発見し、そうした物事を正当化ないしは理解できるための手続を後から見つけ出すのである。[UNGER, SA at 134-135.]

(64) UNGER, FN at 126.

(65) UNGER, FN at 279.

(66) *Id.*

(67) *Id.*

(68) この意味において、Unger も認めるように、Unger 流の説明は、深層構造理論の批判されるべき要素である機能主義を一部受け容れている。より柔軟な社会的仕組・想念の発生と流布が否定的創造力の発展という結果から説明されているからである。ただし、Unger 理論は、否定的創造力は対抗的な傾向（強制的な余剰搾取を可能とする制度的仕組による生産力の増大）の存在によって相殺される可能性があることを否定しないし、またある否定的創造力のレベルと一対一の関係にある制度的仕組のパッケージなる観念を想定していない。より大きな否定的創造力の顕現・開示への道程は不安定であり、また可逆性を持つものであると考えられている。それは「自然的な」流れではなく、人々の意識的コミットメントが求められる過程に他ならない。UNGER, FN at 280-281.

(69) UNGER, FN at 282-290.

(70) UNGER, DR at 41-43, 197-198, 272-273.

(71) UNGER, DR at 5-29.

(72) UNGER, DR at 111, 197-199.

(73) UNGER, DR at 32-35; WSLAB at 92.

(74) UNGER, FN at 287.

(75) *Id.*

(76) *See generally* UNGER, PASSION.

(77) 他者は個人の自由の実現にとって必要不可欠な存在であるにも関わらず、同時に自由実現に対する脅威としても樹ち現れるとしよう。根源的矛盾（初期批判法学運動の主要テーマ）に「Duncan Kennedy, *The Structure of Blackstone's Commentaries*, 28 Buff. L. Rev. 205 (1979). 批判法学の主要論者は、この矛盾のまさに根源性を印象深く指摘したのち、制度的仕組の構成いかによってこの根源的矛盾の質を変えられることができるという Unger 流のテーマを十分に探求することなく、特に

- Duncan Kennedy は後述の問題構制を放棄するに至っている。
- (78) UNGER FN at 291.
- (79) UNGER RF at 424.
- (80) UNGER FN at 197; UNGER WSLAB at 6.
- (81) 二十世紀の自由主義思想が一九世紀の「自由至上主義」に對置して自らの進歩性を吹聴する際に強調するのは社会的平等 (equality) という理念であるが、これまでの行論に明らかたように、進歩主義を自認するにも関わらず Unger の書物においては平等という語がほとんど登場しない。それは、自由な平等 (共同性) などの諸理念の優劣を争う今日の「正義論」に典型的な原理論的問題構制に Unger が与しないこと、加えて、それゆえに、平等はより大きな理念・目的の部分的・副次的な側面であると Unger が考えることによる。階級構制の解消、性的平等、人種その他の属性に基づく差別的・部分的・副次的な側面である。ではしばしば語られる理念は「この」でも Unger 流の根本課題、すなわち「私」たちを階級、共同体的・性的・民族的分割の枠組へと従属させる社会的台本 (social script) から解放すること」、「予」め決められた運命から私たちを解放すること」、「社」会構制に対しての人間の優位性を獲得・保持すること」、「人」間こそが主役であること」、「究」極的には「社」会を制約の中の無制約という人間本性にかなった世界へと作り変えること」という近代思想の根本課題へと包摂されるのである。UNGER FN at 22.
- (82) UNGER FN at 292.
- (83) 善・理念の諸観念が矛盾するのはいわば悲劇であるとする自由主義の一傾向について、UNGER ST at 36-37.
- (84) UNGER CLSM at 22; UNGER FN at 83, 296; UNGER ST at 1, 57; UNGER WSLAB at 6-7.
- (85) 「経」済力の発展・階層構制からの個の解放」といった利益が、先駆的な西洋諸国の形成的構制とは根本的に異なる制度的・思想的基盤を与えられ得ることが発見されるまでには時間が必要であった。ヨーロッパの社会理論家たちはそうした代替的基盤の可能性が未だ明らかになっていないときに書いていたのである。それゆえ彼らは、成功を取めたヨーロッパ的構制が世界史上の一つの段階の必然的構制であるという誤った認識に導かれたのである。UNGER FN at 282.
- (86) UNGER FN Ix, Ixxii; UNGER WSLAB at 6-7; UNGER SA at 142; UNGER RF at 27.
- (87) UNGER FN at 196-198.
- (88) UNGER FN at 509-525.
- (89) UNGER ANOTHER TIME at 69.
- (90) 近代所有権を模範形とする権利論は、川島武宜『日本人の法意識』(岩波書店、一九六七年)、川島武宜『順法精神』(川島武宜

著作集第四卷「岩波書店、一九八二年」などに色濃く表れている。これとコントラストをなす、所有権を模範形した権利概念の硬質性(共同性を破壊し得る貫徹力を批判する論致として、棚瀬孝雄「権利と共同体」〔棚瀬孝雄「権利の言説——共同体に生きる自由の法」勁草書房、二〇〇二年〕二九四頁。

(61) UNGER, FN at 196; UNGER, WSLAB at 45-46.

(62) UNGER, FN at 197.

結語に代えて——“agencyの問題”と法理論の位置——

agencyの問題 最後に、Ungerが“agencyの問題”と呼ぶ——(1)では、人間営為の企図性(agency)の問題としてでも訳出しておくべき——、形成的構造の累積的变化と個人的・集团的諸行為の意図的・非意図的な作用ないしは力の関係についての議論を、批判法学の知見と結びつけて論じること(本ノートを閉じよう)。

すでに先の二の(四)で若干の言及をなしたが、Ungerによれば、形成的構造の累積的变化は、(a)意図的行為、(b)非意図的行為、(c)意図的行為と非意図的行為との混交という三つのagency(人間の行為実践の社会形成作用・形成力)によって生じ得るといふ。第一に、(a)柔軟な形成的構造が与える利益(ことに経済力・生産力の増大)を欲する人々(例えばエリート集団)の意図的行為によって累積的变化は起こるかも知れない。例えば、自由主義・社会主義・共産主義らの政治運動は、右で論じてきたようにUngerの理解によれば、個々の目的とその制度的表現においては相違を見せるが否定的創造力の意図的促進であるという意味では軌を一にする探究であったと言つてよい。すなわち、世俗の革新的政治運動は全て、社会的階層区分が及ぼす制約の力を弱めることによってどのような諸利益が得られるかを探究する意図的な試みであったと解釈し得るといふ。第二に、(b)社会変化は、こうした柔軟な形成的構造

が創出する有形・無形の諸利益を偶然にも得たために、より優れたものと成った社会体制が他を淘汰して行った結果として、これを他の社会が模倣して行った結果として生じたものとみなすことができる場合もあろう(非意図的な社会的淘汰)。だが Unger が即座に付言するところによれば、社会変化の過程をより詳細に分析するや否や、人間主体が社会変化から全く疎外されているという印象は雲散霧消するだろうという。

社会変化はほとんどの場合、(a)意図的行為と(b)非意図的行為の双方を混交したものととして、すなわち(c)新しい制度的仕組を偶発的・創発的に発明した者(つまり *structure-transforming activity* を偶然にも遂行できた者)とこの仕組の柔軟性の意義を理解してこれを再生産・洗練・維持させようとする者(つまり *structure-dependent activity* を遂行する者)との協働によって、脱堅固化・柔軟化の方向へと累積的・漸進的に進行し得る。そして、先に論じたように、制度の定義・解釈・適用にたずさわる定型的行為の典型が法学であり、こうした法学の意図的な営みによって、偶発的に発明された制度はその意義を定義・解釈・適用され(理を尽くして精緻化され)、さらにはときに再定義・批判・修正されて累積的变化を導く可能性を拓いてゆく。

法理論の位置 こうした(c)の態様を、現代法理論の文脈に引きつけてもう少しパラフレイズしてみよう。二〇世紀の支配的法思考は、形成的構造の柔軟化の意義・否定的創造力の促進の意味を半ば意図した——少なくとも、社会は偽の必然性から解放されつつあることを半ば意識した、だがさらなる一步を踏み出すことに躊躇している——行為実践である。というのも、法学の支配的傾向は、法分析の明示的レベルをルール・法理、原理・政策指針・目的のレベルに留め、先達である一九世紀的法思想(法の科学)⁽⁹⁵⁾のようには、人間と社会についての規範的見解に積極的に依拠しようとはしないからである。それはまさに現代法思考が、脱自然化された社会概念を、つまり「私たちの社会的経験

に及ぼされる予め書かれた社会的脚本 (a prewritten social script) の強力な力を傾覆することによって私たちは隆起することができるといふ考え⁽⁹⁶⁾を一部承認していることを示している。

こうした法理論の半意識を、《形成的構造は、偽の必然性からの解放の程度》⁽⁹⁷⁾、脱堅固化のレベル⁽⁹⁸⁾、否定的創造力のレベル⁽⁹⁹⁾において過度の乖離がない諸要素が結びつくことよって緩やかな全体性を獲得する⁽¹⁰⁰⁾という観念、つまり《否定的創造力のレベルが諸要素の組み合わせの制約原理である》という観念に関連づけて、さらには本ノートの冒頭での問題設定(構造に対する哲学的態度の選択肢)に結びつけて、以下のように再構成して論じてみよう。

まず繰り返すが、近現代とは社会の人工性が露わになった時代である。こうした「自然な社会」という観念への信頼が損なわれた知的雰囲気にあつて、基底にある人間社会の理論を明示しつつ規範を論じるという方法を採用することは、当該知的営みの正当性に対する重大な疑義を招く結果となる⁽¹⁰¹⁾。それゆえ法学は、人間と社会についての思想への明示的な言及なしで——いわば規範の源泉を語ることを禁じられつつ——規範を論じるという困難な課題を背負うことを余儀なくされた、と自身の運命について理解した。これが現代法理論の大きな知的文脈である。

自然主義的社会観への信頼：自然な文脈という観念を失つた知的雰囲気の中で、有力な法思想の一つは、「構造・文脈の歴史偶有性を認めた上で、だがこの社会と文化以外にこの制度・実践・言説を評価するための参照枠組は存在しないと考える」立場——すなわち本ノート冒頭で紹介した「第四の選択肢」の法学的表現——をとった。こうした「法実証主義」——枠・構造自体の規範的吟味をベンディングにする Wittgenstein / H.L.A.Hart ある⁽¹⁰²⁾は Kelsen の不可知論⁽¹⁰³⁾——は、実証主義的社会科学がそうであったように、構造それ自体を語らないことにかえつて構造の残存に寄与する法学実践を産出し得る。今一つの支配的な立場は、法素材に対して「歴史とは人間・人類が本来的な自己(自由)

を知り実現してゆく(よう導かれる必然の)過程である」という歴史哲学——つまり「第三の選択肢」——を照射して法の中に理性(道徳的命法・経済法則)を観た上で、方法論としては「既存の制度や信念を評価する不変の命題」を導出し得る合理的推論としての法学的方法にコミットする立場——すなわち「第二の選択肢」——を採用した。こうした合理的分析——法制度の基本構造を内在的道德秩序の顕現であるとみなす Hegel/Dworkin/Posner/Hayek の客観主義——は、法の淵源である社会の制度構造の特定のあり方を法理念の表象であると考える誤謬——すなわち制度物神崇拜——に陥ることで構造の合理化・自然化に寄与することになる。

だが、社会理論に遡行することが難しくなったという知的文脈は紛れもなく、現代法理論がその要素を構成する形成的構造の脱自然化のレベルが相対的に高くなったことを意味する。それゆえ、偽の必然性に囚われた法理論が完全なヘゲモニーを得ることははや不可能となった。先に論及したように、現代法学のいわば常識は、法の多元性・不確定性である。自然化された社会・人間の本来の姿という観念の失墜ゆえに法を人間本性論や社会理論に基礎付けることが困難となったその結果は、法実践の内部で常に発生するこうした不確定性(意見の相違・矛盾・不調和)を客観的な文脈や共通の参照枠組に訴えて解消することができないという事態の日常化である。それゆえ、法は矛盾や不調和をますます抱え込む一方、法の理論的布置もまた、こうした不確定性という「悪夢」を嫌う支配的諸理論が様々な合理化・自然化の装置を案出し、だが批判的立場はあくまで法の多元性・多様性に忠実な視角を採用してこれに対峙するという、法学的傾向の多様化——法学という分野それ自体の脱自然化・脱堅固化——という特徴を持つに到った。

形成的構造の精神的要素の組み合わせへの制約という観点からこうした状況を解釈すれば、それはすなわち、(a) 自然主義に覆い尽くされた法理論と(b) 脱自然化された社会理論・社会構造とが相対的に安定した形成的構造の大き

な精神的クラスター（「現代思想」）を形成することは難しいということを示唆している。別言すれば、社会構造に対する否定的創造力を高めた社会理論は、同様のレベルを携えた法理論との共存を要求する。より正確には、各要素の「置換可能性」という性質ゆえに、社会理論の脱自然的洞察はまだそうした洞察が浸透していない他の知的領域（法思想その他）へ置換的に適用・応用され、そのことを通して法理論は脱自然化のレベルを上げた新しい知的資源へと自らを変貌させることとなる——その典型的な表現が批判法学である——。この新しい法学は、「制度構造のミクロ分析」という従前から持ち合わせていた特徴に否定的創造力を結び合わせることで、既存のルール・法理からの例外・逸脱、変成体の生起といった法制度の萌芽的生成のダイナミズムをより詳細かつ説得的に描写する制度構造論——Level analysis as institutional innovation 制度構想としての法学——を社会理論それ自体に再提供することによって、今度は社会理論に自己変革——否定的創造力のレベルの更なる上昇——を迫ることとなる。

このようにして、「否定的創造力のレベル」という観念は、形成的構造の各要素を結びつける制約——レベルを異にする各要素の共存は難しい——であると同時に、形成的構造が漸進的に自己変革してゆく動因でもある。ポイントとなるのはここでも、多元的構造観である。形成的構造の各要素がそれぞれ顕著な特徴・特長を有しているからこそ、或る要素の否定的創造力の発展は他の要素のそれとの比較において、類似のレベルを要請されながらも——制約でありながらも——重要な差異ないしは余剰を産み出す原因をも形成し得る——つまり発展可能性でもあり得る——（*cf.* 社会理論の脱自然化された制度論／法理論のミクロな視角＋社会理論から学んだ脱自然化された制度論）。この余剰こそが累積的な発展を導き得るモメンタムに他ならない。このようにして、形成的構造の各要素は、それぞれの従前の特長と否定的創造力とを結びあわせながら新しい実践・制度へと発展することで、螺旋的・累積的变化をしてゆく可

「能性を常に有しているのである。」

Unger の構造論・社会変革理論は、いわゆるグラウンド・セオリーの範疇に数えられるものである。本ノートが示唆してきたことの一つは、このマクロな知的プロジェクトにおけるミクロな知的プロジェクトの一つ——法学——の両義的かつ中心的な地位である。人間主体と社会構造とは——よく言われるような、相互規定的というどこか平板かつ閉塞的な関係にあるというよりも——、より立体的な螺旋的發展の可能性を宿した弁証法的な関係にあるという本質——主体と構造は互いを変革し合うことができるという、変化・変容・変異の地点(standpoint of variation)から思念するとき、樹ち顕れる現実⁽⁹³⁾——を、法学は詳らかに紐解くことができる。それは法学が、現実と理念との弁証法という、新たな思惟へと変貌してゆくダイナミズムを宿した領野であることの証左である。⁽¹⁰⁰⁾

- (93) UNGER FN at 296.
- (94) UNGER CLSM at 17.
- (95) UNGER WSLAB at 41-46.
- (96) UNGER FN at 302.
- (97) UNGER FN at 167 : 301-302.
- (98) UNGER WSLAB at 122-123. 参照、前掲拙論文、「批判法学制度派の研究プログラム」九一―九二頁。
- (99) UNGER ST at 43.
- (100) 参照、前掲論文、「批判法学制度派の研究プログラム」八六―八七頁。